

横浜美術大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。
認定の期間は2023（平成35）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、1966（昭和41）年に開学した「トキワ松学園女子短期大学」を前身とし、2001（平成13）年に横浜美術短期大学に校名を変更し、その後2010（平成22）年に4年制の美術学部のみ単科大学として開学した。

「人間の創造活動の根源を培う美術教育こそ本来の教育の姿である」を建学の理念に掲げ、美術およびデザインに関する学術を教授研究し、幅広い教養ならびに高度で専門的な知識および表現技術を身につけた人材を育成し、社会の健全な発展と地域振興に寄与するという目的に沿った教育研究活動を行っている。

大学の諸活動の点検・評価は、各活動の主体となっている委員会などが検証し、「学長室会」や運営会議、教授会で課題の整理・審議を行っている。

4年制大学として初めてとなる大学評価において、地元の自治体、企業、学校との連携協力を積極的に進めるとともに、多くの公開講座を開設していることや中・高等学校美術教育と大学教育との接続について実践教育を進めるなど、社会連携や社会貢献に積極的に取り組んでいることは、貴大学の特色として取り上げられる。

一方で、18歳人口の減少など、大学を取り巻く環境が年々厳しくなっているという外部要因はあるものの、入学者数が入学定員を下回る状況が続いている。入学者の減少は財政の逼迫にも直接的に関係しており、大学の将来的な維持・発展に大きく影響することから、早急に是正されたい。

貴大学では理事長・学長のリーダーシップのもと、志願者の確保に向けてさまざまな取り組みを検討・推進しており、社会のニーズを踏まえ、多様性を重視した魅力のある大学を目指した改革を早急に実現することが期待される。

III 各基準の概評および提言

1 理念・目的

<概評>

建学の理念に基づき、大学の目的を「広く知識を授け美術及びデザインに関する

学術を教授研究し、幅広い教養並びに高度で専門的な知識及び表現技術を身につけた人材を育成し、社会の健全な発展と地域文化の振興に寄与すること」、学科の教育研究目的を「美術及びデザインの理論的な知識と専門的な表現技術を身につけ、アーティスト、デザイナー、教育者等として社会に貢献できる人材の育成」とし、学則に明確に示している。

完成年度を迎えた 2013（平成 25）年度に「将来計画検討会議」を設置し、理念・目的、教育目標・方針などについての適切性を検討して、2014（平成 26）年度から教育目標、教育方針、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）などを明確に定めた。

大学の理念・目的を含めたこれらの方針については、学則、『大学案内』『学生手帳』などに記載するとともに、大学ホームページにも掲載し、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して分かりやすく公表、周知している。

2 教育研究組織

<概評>

大学の目的を達成するために一学部一学科制を採用し、美術学部美術学科を設置している。完成年度の 2013（平成 25）年度に学則を改正し、現在は 3 つの系（A 系[絵画・彫刻]、C 系[クラフトデザイン]、V 系[ビジュアルデザイン]）と、8 つのコース（絵画、彫刻、クラフト、プロダクトデザイン、テキスタイルデザイン、ビジュアルコミュニケーションデザイン、映像メディアデザイン、イラストレーション）を設置している。これらの系・コースの設置は、学生が横断的に学びながら、他分野からの刺激を受け、表現が広がること、その広がりが新たな発想へとつながることを意図している。

また、学部教育をサポートする組織・機関として、大学ギャラリーと「地域連携センター」（2015（平成 27）年度から社会連携をさらに推進する観点から「生涯学習センター」から名称を変更している）を設けている。大学ギャラリーは教育研究だけではなく、地域文化の振興にも寄与する目的を持ち、「地域連携センター」は、地域社会の文化的・芸術的発展に貢献するための各種講座を社会人および児童・生徒に提供することにより社会の要請に答えている。なお、ITセンターは学部・学科の中の教育支援部の附置施設となっている。

教育研究組織の適切性の検証については、「学長室会」を設置し、学長のリーダーシップのもと運営会議で協議し、教授会で審議している。

3 教員・教員組織

<概評>

求める教員像の要素として、教育研究業績、学生指導能力、大学運営への積極的なかかわり、社会・地域への貢献などを取り上げ、これらを採用基準としている。教員組織については、学則に「本学に、学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、事務職員その他必要な職員を置く」と規定しており、編制方針として定めたものではないが、「横浜美術大学教育研究組織に関する規程」を定め、学長、学部長、図書館長、研究室および研究室主任について職制とその職務を規定しており、教育研究に係る責任を明確にしている。

教員の採用・昇任については、「教員選考規程」「教員の選考基準に関する内規」などの選考基準を設け、これらに基づき適切に行っている。

教員数、教授数ともに大学設置基準を満たしており、専任教員の平均年齢が若干高いものの、特に大きな偏りは認められない。

2014（平成26）年度からのカリキュラムの改定に伴い、系・コースに沿って研究室を編制し、それぞれに専門知識を有する必要な教員を配置している。また、2014（平成26）年度から助手は教育支援部の所属とし、教務補助および学生指導の強化のために、従来の研究室の枠を超えた形態で配置している。

教員の資質向上策の一環として、「FD推進委員会」が主催する「心理的な問題を抱える学生への適切な対応について」「著作権について」「ソーシャルメディア利用について」などをテーマとした講演会を実施している。なお、教育研究の質の向上を図るために『教育・研究紀要』を発行している。

2013（平成25）年度から、教職員、学生、卒業生を対象に学外における功績を表彰する学長表彰制度を設けている。ただし、教員の教育研究活動の業績評価については、共同研究費の審査は行われているが、教育研究活動全般に対する業績評価は行われていない。

教員組織の適切性を検証するための責任主体・組織、権限、手続きなどについては、「学長室会」や運営会議などを通じて学長のリーダーシップのもと、検証していくとしている。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

美術教育を通して、豊かな人間性と創造性を培い、社会に貢献できる人材を育成

するために、「1. 専門的な表現技術の修得」「2. 理論的な知識の修得」「3. 幅広い教養の修得」と教育目標を定め、これに基づいて、学位授与方針を、教育目標に掲げた美術の専門的な表現技術、理論的な知識、幅広い教養を修得し、かつ所定の単位を修得し、4年以上在学した学生に学位（美術）を授与すると設定している。2013（平成25）年度の完成年度を迎えるにあたり「将来計画検討会議」を設置し、理念・目的、教育目標および学位授与方針を達成するために、年次ごとに教育目的や開設する科目、コース、卒業制作および4年間を通じて修得を求める一般教養、専門教養科目等、詳細に明示した教育課程の編成・実施方針を新しく定めた。

教育目標等を含め学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、学則、『大学案内』『学生手帳』などに記載するとともに、大学ホームページにも掲載し、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して公表、周知している。

2013（平成25）年度以降、「将来計画検討会議」で、定期的に教育理念・目標に照らして、教育目標等、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について見直しを行っている。

（2）教育課程・教育内容

<概評>

教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程は「共通科目（一般教養、専門教養）」と「専門科目（基礎実技、コース実技、美術研究Ⅰ・Ⅱ、卒業制作）」で構成され、さらに「教職課程科目」を加え、体系的に編成している。また、これらの授業科目に関する科目区分、必修・選択の区分、単位数などは『履修要項』および『授業概要』（シラバス）などで明示している。

2014（平成26）年度から実施している新しいカリキュラムの編成については、2012（平成24）年度から「カリキュラム等検討委員会」で検討を行い、専任教員や学生へのアンケートを実施し参考とすることにより、課題の把握と改善に向けた教育課程の編成骨子をまとめ学則を改正した。新たな教育課程の特色としては、1年次は「将来の分野適性を判断する」、2年次は「コース選択が表現の基盤をつくる」、3年次は「制作への集中が生きる自信を培う」、4年次は「自己実現と社会への提言」をコンセプトに授業科目を設定している。これらのコンセプトのもと、共通科目は表現者としての総合力を培うための創造性の基盤となる幅広い知識や豊かな人間性を育むために、さまざまな基礎教養科目を用意し、表現者の土台を築く科目構成となっている。また、専門科目においては1年次では、3つの系のいずれかを主軸に学び、2年次から8つのコースの中から1コースを選択し、表現の基礎づくりに取り組み、幅を広げることも意図している。3年次は高度な表現技術の修得を目指

し、専門性を高め、自分らしい表現・思考力を養い、4年次にはゼミ制による美術研究、卒業研究を通じてコースの枠を超えた幅広い見識を養い、社会への提言を目標に「自己表現」を追求する教育課程になっている。

なお、この「カリキュラム等検討委員会」を中心とした教育課程の検証プロセスは、適切に機能している。

(3) 教育方法

<概評>

教育目標を達成するために、専門科目は演習・実習、共通科目は講義を基本とし、共通科目の「英語Ⅰ」においては、習熟度に応じたクラス編成としている。また、実技科目においては、クラス編成とし、基礎教育期間にあたる1年次においてはクラス担任を設け、学生の学習指導を行っている。さらに、オムニバス制の授業においては、責任者を明確にして『授業概要』に明記することにより、教育課程の編成・実施方針の一貫性を確保できるよう取り組んでいる。

単位制度の趣旨に沿って、1年間に履修登録できる単位数の上限を適切に設定し、成績上位学生については上限を超えた履修を認めている。

履修指導については、ガイダンス期間中に学務課職員による履修相談を行い、ウェブポータルサイトを構築し、履修登録の簡便化と適切な履修を心掛けている。

すべての科目において『授業概要』の授業計画の欄に「準備学習」の項目を設け、学生が主体的に授業に参加できるよう促している。また、専門科目においては課題ごとの講評会を開き、プレゼンテーション能力・ディスカッション能力の向上を図っている。さらに、「授業内講義・技術指導者招聘制度」により、豊富な実績を持つ専門家に指導参加を依頼する制度を設けている。加えて、共通科目のうちメディア表現科目の8科目において、ティーチング・アシスタント(TA)制度(ただし、TAは非常勤、派遣職員である)を導入し、サポートを実施している。

年間の授業計画および年間授業時間割表を示すとともに、『授業概要』を作成することにより、授業概要、到達目標、1回ごとの授業計画(テーマ、内容、準備学習)、成績評価基準、教科書、参考文献、などを具体的に記載し、授業を展開している。

成績評価基準については『授業概要』に到達目標と成績評価基準を明示し、それに基づき適切に行っているが、大学全体としての成績基準をより明確にするべく「FD推進委員会」を中心に検討を始めている。

単位認定は単位制度の趣旨に基づき、授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位が与えられるとともに、既修得単位の認定については、学則およ

び「入学前の既修得単位の認定に関する規程」に則って行われている。また、単位互換制度の導入も行い、「首都圏西部大学単位互換協会」に加盟し、大学間で連携した共同授業を提供し、卒業所要単位としても認定している。

「FD推進委員会」が所掌し教育の内容および方法を改善するため、「教育改善に係る評価に関すること」「教育の内容及び方法を改善するための支援に関すること」「FDに係る調査・研究に関すること、その他FDに関すること」の3つのグループにおいて、迅速に課題を検討している。その中で、授業の改善と充実に役立てることを目的とした「学生による授業評価アンケート」を実施し、アンケート結果を図書館において公開している。

(4) 成果

<概評>

『授業概要』に記載している成績評価基準に基づき成績評価を行っており、特に芸術系の大学における4年間の集大成でもある「卒業制作」は、学内・学外で広く一般に公開され、教育研究と評価の透明性を高めている。卒業制作の優秀者には、海外研修を提供する賞（金兎賞）や表彰（卒業制作最優秀賞など）する制度を設け、学生の学習意欲向上へとつなげている。さらに、学外での自主制作の発表について奨励しており、出品・発表支援制度を設けている。

学生の自己評価に関しては、学期末に成績評価とGPA（Grade Point Average）値を学生に通知し、学生自身による振り返りを行っているほか、各種イベントやプログラム終了時はアンケートを実施し、自己評価や分析の手がかりを得ようとしているが、卒業制作展のアンケートは一部のみしか実施しておらず、アンケート項目も十分とはいえない。しかし、卒業時に行われる卒業アンケートは、学生自身が4年間の自己評価を行うものであり、学生の学習成果を確認するものとなっている。

学位授与に関しては、卒業要件を学則および「横浜美術大学学位規程」に規定しており、『履修要項』によってあらかじめ学生に明示している。また、学位授与方針に沿って、教務委員会で協議し、教授会で審議のうえ、学長が卒業を認定し学位授与を行っている。

5 学生の受け入れ

<概評>

求める学生像を美術に強い関心をもつ次のような人材を求めるとし「1. 美術に関する基礎的・専門的な知識や表現技術を意欲的に修得しようとする人」「2. 幅

横浜美術大学

広い教養を意欲的に身につけようとする人」「3. 美術の知識や表現技術を活かし、創造的に社会貢献しようとする人」とする学生の受け入れ方針を定め、『学生募集要項』、大学ホームページに掲載するとともに、オープンキャンパスなどにおいて明示している。

入学者選抜は、一般入学試験、社会人入学試験、AO入学試験、推薦入学試験等の複数の試験と3年次編入学試験を実施している。一般入学試験では、実技試験として「鉛筆デッサン」を課しており、その他の入学試験では、持参作品やポートフォリオを評価するなど、学生の受け入れ方針と整合性のある入学者選抜を行っている。

2014（平成26）年度は、志願者数は増加したものの、入学定員を満たすまでには至っておらず、大学全体における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および2014（平成26）年度の大学全体における収容定員に対する在籍学生数比率が低く、2015（平成27）年度においても同様の状況が続いているので早急に是正されたい。また、編入学定員に対する編入学生数比率も低いので、改善が望まれる。

学生募集および入学者選抜については、毎年度、「広報企画委員会」および「入学試験委員会」が過年度の実績を検証したうえで、公正かつ適切な実施に向け検討を行っているが、入学者数が入学定員を下回っている状況が続いている現状を踏まえ、2016（平成28）年度の入学試験にあたっては、学長のリーダーシップのもと入試制度を大幅に見直し、一般入試に科目かデッサンの選択、AO入試の面接時に教養か作品のいずれかを選択しアピールできるなどの条件を新設するとともに、合格者に対して入学前教育を徹底するなどの対策も講じている。なお、デザイン志望の学生にデザインに関するコースを周知徹底するため、学科名称の変更を予定している。

<提言>

一 努力課題

- 1) 編入学定員に対する編入学生数比率が0.33と低いので、改善が望まれる。

二 改善勧告

- 1) 大学全体（美術学部）における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率がそれぞれ0.87、0.74と低いので、是正されたい。

6 学生支援

<概評>

学生支援に関する方針については、学内諸施設などの学習支援環境の充実など、「学生が、心身ともに健康で安全かつ安定した学生生活を送り、主体的に社会に貢献できる人間となるよう支援する」ための基本方針を定め、教授会での報告や『学生手帳』によって共有している。

修学支援については、クラス担任制度およびオフィスアワーを導入しており、教員・事務局学務課・保健室の連携による相談体制も整備している。

経済的支援については、「横浜美術大学奨学生規程」に基づき学生生徒等納付金の免除申請が可能であるほか、大学独自の奨学金制度も設けている。その他、日本学生支援機構の奨学金制度など、学外の制度を活用した支援が行われている。「金兔賞」や学外での活動功績を表彰する学長表彰制度の創設など、学生の創作意欲を高める制度も導入している。

生活支援に関しては、健康管理については保健室において定期健康診断などを行っている。メンタルケアについてはカウンセリング室を設け、保健室と連携して心身にわたる問題の支援が行われている。ハラスメント防止に関しては、「横浜美術大学ハラスメント委員会規程」に基づき「ハラスメント委員会」が中心となって防止に向けて取り組んでいる。

進路支援については、「就職支援委員会」主導による学内企業説明会に加え就職支援担当職員（キャリアカウンセラー）による就職先の開拓などを実施している。また、4年間を通じてキャリアサポートプログラムを実施し、1年次から自立した社会人の育成をめざして、組織的・体系的な指導・助言を行う体制をとっている。なお、就職・進学以外の進路が約半数を占めているが、その内容も把握しており、適切な対応を行っている。

学生支援全般の取り組みおよびその適切性については、「学生生活部会」「キャリア教育部会」「芸術祭・卒業制作展部会」を設置し、各部会で学生支援に関する検討・協議を行い、「学生委員会」で統括的な検討を行っている。また、「学生委員会」が責任主体となり、学生生活アンケートを行っている。

7 教育研究等環境

<概評>

教育研究等環境の整備の進め方として、大学の理念・目的を踏まえ、「教育研究を円滑に実施するために必要な施設・設備を整備する」など5項目を定めている。

校地面積、校舎面積ともに大学設置基準を満たしている。講義室、演習室、実験

実習室、情報処理学習施設を設置しており、校舎については、2014（平成26）年度に耐震改修工事を完了している。また、障がいのある学生への対応としては、体育館出入り口のスロープ、車椅子対応のトイレ、エレベータなど必要な設備などを備えている。しかし、耐震改修工事の対象以外の建物や校舎間の移動にはさらなるバリアフリー化が必要である。なお、学生ホールには、休息や軽作業に使用できるテーブルを設置し、学生の立場に立ったキャンパス環境の形成に努めている。大学ギャラリーは、教員の研究成果発表のみならず、学生の成果発表・展示や学外アーティストの作品展示による教育の場として十分に活用し、教育効果を高めている。

図書館には、専門的な知識を有する専任職員を配置し、必要な質・量の図書などを備えている。また、契約電子ジャーナルの閲覧が可能である。さらに、辞書・辞典、芸術・建築・デザインなどの画像オンラインデータベースを整備しており、図書館外でも学内の端末からアクセスが可能となっている。閲覧室では学内無線LANへの接続が可能であり、視聴覚資料閲覧ブースには、ビデオ・DVD再生機、DVDリージョンフリー再生機を設置している。また、国立情報学研究所をはじめ各関係図書館とのネットワークも整備している。

教務補助および学生指導補助のために助手を配置するほか、パソコン操作法の学生指導や教員が大型出力機を基軸としたワークステーションを使用する際のサポートについては、TAが行っている。専任教員には、研究室を提供し、研究環境充実の一環として、「個人研究費規程」および「共同研究規程」によって研究費を支給しており、教員個人および組織として、研究能力の向上を図っている。また、教員の研究時間確保のために、担当授業科目の状況に応じ研究日を週1日以上確保している。

研究倫理に関しては、2014（平成26）年度に、文部科学省のガイドラインに従って、「公的研究費取扱規程」および「公的研究などに関する行動規範」を策定し、大学ホームページに公表している。また、著作権などに関する研修も実施している。

教育研究等環境の適切性については、「学長室会」を責任主体として、検証を行っている。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

大学の目的である「社会の健全な発展と地域文化の振興に寄与する」ことを方針とし、「地域連携センター」を設置し、公開講座を実施しており、社会人講座、小学生対象講座、中学生対象講座など多数の講座を設けている。中でも中学校・高等学校美術教諭を対象に新しい美術科の題材研究・実技研修会として「美術の先生の

横浜美術大学

ためのリフレッシュ講座」を実施しており、中学校・高等学校における美術教育と大学教育との接続について実践的な活動を行っていることは、高く評価できる。また、創作活動による教育研究活動の支援、卒業生や学外芸術家の作品などを公開・発表の支援のためにサテライトスタジオを設置している。

個々の自治体、高等学校、企業などとの間で個別の連携協力協定を締結し、連携協力項目を明確にしている。横浜市青葉区、横浜観光コンベンション・ビューロー、奈良県五條市および特定非営利活動法人大和社中などとの連携協力により、人材の育成、地域社会の形成・発展に寄与しており、学生の教育の場、大学の知的財産を還元する取り組みとして評価できる。地域の高等学校と教育交流に関する協定も締結しており、協定校の高校生が科目等履修生としての大学の授業を履修したのち、貴大学に合格した場合には所定の単位を付与し、大学に入学した場合には単位を認定する制度を設けている。

国際交流としては、韓国の嶺南大学校デザイン美術大学と「学術国際交流に関する協定書」を締結しており、2014（平成 26）年 6 月教員交流展を開催した。また、地域社会からの要望を受け、学生が公共のポスターを制作するなど積極的に活動している。地域企業との間では、教員、学生による共同研究も進められている。

「地域連携センター」が社会連携・社会貢献の適切性の検証を行っている。その活動は、「学長室会」で報告され、「運営会議」、教授会で報告又は協議・審議する。

<提言>

一 長所として特記すべき事項

- 1) 社会の健全な発展と地域文化の振興に寄与するという貴大学の目的を達成するため、「地域連携センター」を設置し、自治体や学校、企業との連携協力を進めるとともに社会人講座、小学生対象講座、中学生対象講座など多数の講座を設けている。なかでも中学校・高等学校美術教諭を対象とした新しい美術科の題材研究・実技研修会として「美術の先生のためのリフレッシュ講座」を実施し、中学校・高等学校美術教育と大学教育との接続について実践活動を行っていることは、大学の知的財産を還元する取り組みとして評価できる。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

大学運営に関する管理運営方針については、大学設置後完成年度までは大学設置計画の着実な履行を目標とし、大学設置認可申請書の配付によって教職員に周知し

横浜美術大学

ていた。完成年度以降の管理運営方針については、学長を中心とした管理運営体制のもと、最重要課題となっている志願者確保に向けた取り組みに注力することとし、各会議を通じて教職員間で共有している。理事会、学長、事務局長、教授会など、所要の職および組織が設けられており、これらの権限・責任については、「横浜美術大学教授会規程」ほか関連諸規程により明確に定められている。大学の管理運営に関する重要事項は「大学運営会議」で協議され、教授会の審議を経て学長が決定することとなっている。学則変更、財政に関する重要事項については、理事会で議決されることとなっている。2014（平成26）年の学校教育法改正に伴う学内規程・手続きの改正は適切に行われており、改正後の規則などは教職員に周知している。教育研究の将来計画、施設などの将来計画など、中長期的な大学管理運営計画を策定する「将来計画検討会議」が2013（平成25）年度に設置され、学長のリーダーシップを発揮できる体制は整えられているが、入学定員を満たしていないなど、改善の成果はまだ表れていない。管理運営に関する情報共有については、学内ポータルサイトを利用し、各委員会の議事要旨を公開している。また、教授会の議事次第については大学ホームページで公開している。

事務組織については、「トキワ松学園事務組織規程」に基づき、総務課、学務課、図書館事務室が大学事務局に設置している。事務組織規程が明確に定められており、大学運営に必要な事務職員を配置している。事務職員の資質向上については、2013（平成25）年度から毎年、時宜に合ったテーマ設定のもと学内研修を開催し、さらに外部研修への参加を促し、これらの研修などを通じて業務の改善につなげている。人事考課は行われていないが、事務局長が日常業務の中で職員の指導などを行っている。管理運営に関する検証プロセスについては、「主任ミーティング」などにより問題点を把握し、「学長室会」で協議した後、必要に応じて「大学運営会議」や教授会で報告・審議しており、適切に機能している。

予算編成および執行については、「トキワ松学園経理規程」に則り、「教育研究その他の学事計画と密接な関係をもって明確な方針に基づき、かつ財政上の諸要件と調和を図ったうえで編成し、経営の円滑な運営に資することを目的とする」という基本方針に沿って各部門の事業計画を策定している。

監査については、「学校法人トキワ松学園寄附行為」および「トキワ松学園監事監査規程」に基づき監事監査を行っている。また、監査法人による監査も適切に行っている。

（2）財務

<概評>

横浜美術大学

横浜美術短期大学を大学として改組・転換する際、設置申請の計画では、大学開学当初は支出超過が続くものの、完成年度の消費収支は収入超過の見込みとされていたが、学生の受け入れ状況について、入学定員数、収容定員数ともに充足していないことから、帰属収入の約7割を占める学生生徒等納付金が減少しており、帰属収入の低下をもたらし、帰属収支差額はマイナスを継続するなど財務状況が年々悪化している。一方、ここ数年度にわたって、大学の新校舎建設、耐震改修工事の実施に併せて、学園の小学校、中・高等学校の体育館・プール建設等の施設・設備の整備を行っている。今後、これらの設備投資に係る減価償却および借入金返済を考慮すると、学生生徒等納付金の安定的な確保ならびに収支バランスの改善は喫緊の課題である。

主要な財務指標についても、消費収支関係の人件費比率、消費支出比率は「芸術系学部を設置する私立大学」の平均に比較し、劣っている。また、自己資金構成比率、流動比率、総負債比率等貸借対照表関係の財務比率も同様である。帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合は増加傾向にあり、要積立額に対する金融資産の充足率も改善がみられない。

このような状況のもと、2015（平成27）年に理事長が新たに就任し、理事会のもとに「執行部会議」および「経営健全化対策委員会」を設置のうえ、短期および中・長期にわたる経営改革に着手し、現在、具体策を検討中である。今後は、学園創立100周年に向けて、教育方針に沿った教育環境の整備のためには財政的な裏付けが必要であり、新しい体制のもと、貴大学が掲げる方針のとおり、中・長期財政計画の早期策定・実行など財務バランスの改善、経営基盤の安定的な確保の具現化のため、早期に取り組むことが強く求められている。

<提言>

一 改善勧告

- 1) 学生が定員を充足していないことから、帰属収入が低下し、財務状況が悪化傾向にある。単年度の予算・決算と中・長期的な財政計画とのリンクなどPDCAサイクルの確立により、財務バランスの改善、経営基盤の安定化を図るよう是正されたい。

10 内部質保証

<概評>

自己点検・評価については、学則の規定に基づき「自己点検・評価委員会」を設置して行っており、2010（平成22）年度の大学設置以降、点検・評価が可能な取り

横浜美術大学

組みについて順次実施し、2011（平成 23）年度、2012（平成 24）年度には報告書としてとりまとめ、全教職員に配付・周知している。設置に係る『設置計画履行状況報告書』、学校教育法施行規則に基づく教育情報、財務に関する情報および『自己点検・評価報告書』は、大学ホームページで公開している。

「自己点検・評価委員会」が中心となって教育研究活動を自己点検・評価し、改善計画の策定・実施を行う手順は定められており、教務委員会や各委員会との連携のもと調査・検討を行い、学長に報告のうえ所要の措置をとっている。学外者の意見については、特別講演などの機会に聴取してきたが、2015（平成 27）年 9 月に、横浜市の関係部局などの外部メンバーを加えた「横浜美術大学の教育に関する懇談会」を設置し、今後、継続的に聴取する体制を整えている。また、2013（平成 25）年度に、「今後改善すべき事項の検討方法及び手順」を作成し、これに基づき、着実に改善を進めている。文部科学省の設置計画履行状況等調査においては、特段の留意事項はなく、大学設置計画の着実な履行を行っていることが認定されている。

大学全体の入学者が定員未充足の状態に推移しており、入学者選抜方法の見直しや新カリキュラムの導入などの改善に向けての取り組みは見受けられるが、入学定員を満たすまでには至っておらず、より一層の検証・改善に努めることが望まれる。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善勧告」についてはその改善状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2019（平成 31）年 7 月末日までに本協会に提出することを求める。

以 上